

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青樹会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく役員、評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益でその名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長に職務執行の対価として別表1のとおり報酬等を支給する。

- 2 この法人は、理事及び監事が理事会等に出席したとき、別表2のとおり報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表2のとおり報酬等を支給する。
- 4 この法人は、理事が理事会以外の日において、法人業務の執行のために業務にあたった場合は別表3のとおり報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長を除く全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 3 この法人の評議員は無報酬とする。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用について

は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員旅費規程の支給に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を職員旅費規程の支給に準ずる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等は、職員給与規程に準じて支給するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成10年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成24年10月1日より適用する。
- 3 この規程は、平成30年3月16日に施行し、平成29年4月1日より適用する。
- 4 この規程は、平成31年3月22日評議員会の議決日から施行する。

別表1 理事長の報酬

役職	報酬月額	交通費
理事長	50,000円	実費

別表2 理事会等の出席報酬

役職	報酬日額（一人当たり）	交通費
理事・監事	3,094円	実費

別表3 理事の法人業務執行報酬

役職	報酬日額（一人当たり）	交通費
理事	10,000円	実費